税務相談室

所得控除

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問１　私は、現在高校生の子どもが１人おり、家族の保障を見直して新しい生命保険に加入しました。23歳未満の扶養親族がいる場合、生命保険料控除が通常より多く受けられると聞きましたが、具体的にはどのように控除額が変わるのでしょうか。

回　答　令和８年分、令和９年分について、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の限度額が４万円から６万円に拡大されます。

ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円で変更ありません。

令和７年度の税制改正により、子育て世帯等に対する減税措置として、23歳未満の扶養親族を有する居住者については、令和８年分、９年分の所得税における新生命保険料に係る一般生命保険料控除の限度額が４万円から６万円に拡大されました。

扶養親族が23歳未満かどうかの判定は、令和８年12月31日（この控除を受ける者が年の途中で死亡し、又は出国をする場合は、その死亡又は出国の時）の現況によりますが、その扶養親族が既に死亡している場合は、その死亡の時の現状によります。

新生命保険料の支払金額に応じた具体的な控除額の計算は、次のとおりです。

１　３万円以下の場合

支払金額の全額が控除額となります。

２　３万円超６万円以下の場合

支払金額×１／２＋１万５千円で算定した金額が控除額となります。

３　６万円超12万円以下の場合

支払金額×１／４＋３万円で算定した金額が控除額となります。

４　12万円超の場合

控除限度額の６万円が控除額となります。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、従来と同じ12万円ですので注意が必要です。

お知らせ

2027年度以降の日本医師会定期刊行物の送付について

2027年度以降、日本医師会が発行する定期刊行物（日医ニュース、日医雑誌、日医雑誌特別号）の紙媒体の送付方法が、A②（B）会員およびB会員に限り、「電子版」へ変更となります。

A②（B）会員およびB会員の先生で、2027年度以降も紙媒体の送付継続を希望される方は、下記URLより、2027年２月28日（日）までに必要事項をご登録ください。

2027年２月28日（日）までにお手続きがない場合、2027年４月からは電子版のみの提供となりますので、ご留意ください。

なお、従来通り、A①会員は紙媒体を送付し、A②(C)会員およびC会員は電子版のみの提供となりますので、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

【A②（B）会員およびB会員で紙媒体の定期刊行物送付継続の手続き】

URL：https://forms.jmamem.med.or.jp/usrmed/01/A/reservehash/